

おわせ元気ゆび(UBI)基金 募集要項

2025年11月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

この基金は、様々な要因から先行きが非常に不透明で難しい時代に少子高齢化・人口減少の進んだ地域社会で、子どもたちによりよい・安心できる場と時間を提供し、地域のつながりの再生を目指して活動する市民団体を支援することを目的とします。

助成額

1件あたり 5万円～10万円以内

助成件数

5件程度

募集期間

2025年12月1日～2026年3月18日（※WEB申請 17：00締切）

（原則WEB応募になりますが、郵送応募を希望される場合は別途ご相談ください。）

助成対象

（1）助成対象団体

以下の要件を全て満たしていること。

助成事業の目的や計画を重視し審査しますので設立間もない団体も応募可能です。

1. 東紀州地域^{注1}に活動拠点をもち活動している団体であること
2. 非営利の活動を目的とする団体であること
3. 政治や宗教活動を目的としない団体であること
4. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう）ではない、または反社会的勢力と一切関わりのない団体であること

※営利法人は対象外です。

注1 尾鷲市および隣接の紀北町・熊野市・御浜町・紀宝町の二市三町

（2）助成対象活動

東紀州地域において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たしたもの。

- ①現代社会を生きる子供たちの多様な学びを支援する活動
- ②子供たちの安全・安心を守るための活動
- ③経済的理由や病気・障がい等の困難を抱える子供たちを支援する活動

④その他上掲の目的を達成するために必要な活動

(3) 助成対象期間

単年度（2026年4月1日から2027年3月31日までの間）

(4) 助成対象経費

- ①恒常的に発生する費用の補填（消耗品費など）
- ②備品の購入費用（不足品や買い替え等）
- ③団体の通常支援活動の実施に伴う費用
- ④助成金によって追加実施が可能になる事業への支出
- ⑤助成事業への謝礼（講演や指導依頼する際の謝礼金など）

応募方法

右記のQRコードまたはURL（<https://form.run/@oubo-ubi>）からWEB上で申請を行ってください。応募には申請補助資料等の添付が必要です。



① 申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

② 定款または会則の写し

③ 前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書^{注2}

④ 【法人のみ】履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内）

⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

⑥ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※③の書類は団体で承認済の最新版を提出してください。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

注2

- ・団体の収支状況が把握できる「計算書類等」と活動内容が把握できる「事業報告書」の提出が必要です。
- ・任意団体で活動している場合は、自団体が作成した前年度の事業内容や収支の詳細が記載されたものを用意してください。
- ・設立間もない団体で前年度実績がない場合は、提出は不要です。

□選考方法及び通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。

なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2026年4月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書またはメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の給付

助成決定者には、2026年5月に指定先口座（助成申請時に登録）に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）には、「公益財団法人公益推進協会 おわせ元気ゆび（UBI）基金による助成事業」であることを必ず明記してください
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにてご提出してください。
 - （1）助成事業報告書（指定書式）
 - （2）助成事業収支報告書（指定書式） ※支払先や支払金額が明記された領収証の写しを必ず添付してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・適正な助成金交付事業執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- （1）助成対象事業が完了しなかったとき
- （2）助成金を他の用途に利用したとき
- （3）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （4）公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- （5）決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- （6）応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

公益財団法人公益推進協会 おわせ元気ゆび（UBI）基金 担当

TEL 03-5425-4201 問い合わせ対応時間：平日10：00～17：00

E-mail：info@kosuikyo.com （件名は「【問合せ】おわせ元気ゆび（UBI）基金_団体名」としてください）

